

## 羽村市スポーツ奨励賞表彰

スポーツなどで優秀な成績を収めた方を表彰します。10月11日(日)に羽村市市民体育祭で褒状および記念品を贈呈します。

**表彰対象** 市内在住の方、または市内に活動拠点のある団体(高校生以上)で、平成26年9月1日〜平成27年8月31日に行われた大会で次の基準に該当する方

**表彰基準**  
 ①高校生・大学生など：関東全域程度の大会・全国大会・国際大会に出場

5月24日に行った春の花いっぱい運動で植えたサルビア・ペゴニア・マリゴールドを審査しました。  
 参加していただいた団体の皆さん、ありがとうございました。

- 町内会・自治会・事業所：花壇の部**  
 □最優秀賞 五ノ神中町内会  
 □優秀賞 栄町第一町内会、川崎西町内会  
**町内会・自治会・事業所：街路の部**  
 □最優秀賞 富士フレイバー株式会社

②団体または高校生・大学生以外：関東全域程度の大会で8位以内入賞・全国大会や国際大会に出場  
 ※自薦・他薦は問いません

※大会名および入賞したことを確認できるもの(大会のプログラムや表彰状など)が必要ですが、  
 ※過去に表彰された方は対象となりません。

**申込み・問合せ** 9月1日(火)まで(月曜日を除く)の午前9時〜午後10時に、電話または直接スポーツセンターへ ☎ 555-10033

## 平成27年度夏季花いっぱいコンクール審査結果

□優秀賞 小作台東町内会、間坂第一町内会

**学校・幼稚園・保育園の部**

□最優秀賞 小作台小学校  
 □優秀賞 羽村西小学校、さかえ幼稚園  
 ※優良賞など詳しくは、観光協会ウェブサイトを覗いたどうか、問い合わせてください。

**問合せ** 産業課農政係 ☎ 663 / 羽村市観光協会 ☎ 555-19667

## 「あなたの思い出が羽村の歴史になる」 聞かせてください！語り継ぎたい「羽村の昔」

現在、市では、『羽村市史』を編さんするため、さまざまな調査を行っています。

そこで、市内に残る習俗(衣食住・冠婚葬祭・年中行事・信仰・芸能・生業など)や伝承(昔話・子どもの遊びなど)について、聞き取り調査を行います。今回は、下表の区域が対象です。

当日は、座談会を行った後、少人数のグループに分かれて聞き取りを行う予定です。該当する区域の日に、直接会場へお越しください。  
 ぜひ、ご協力をお願いします。

**対象** おおむね70歳以上で、次のいずれかに該当する方

- ①下表の区域で生まれ育った方
- ②結婚してから、下表の区域に住んでいる方
- ③下表の区域の習俗や伝承などに詳しい方

※表の区域で生まれ育った方で、結婚などで別の区域に引っ越した方も対象となります。

※習俗や伝承などに詳しい方の場合、出身・年齢は問いません。

※謝礼などの支払いはありません。

※駐車場に限りがあります。なるべく徒歩・自転車などでお越しください。

町内会の区域	期 日	時 間	会 場
奈賀一	8月19日(水)	午前9時30分～	奈賀会館
奈賀二			
間坂第一	8月19日(水)	午後1時～	加美会館
間坂第二			
宮地	8月19日(水)	午後3時30分～	加美会館
田ノ上第一	8月20日(木)	①午後1時～ ②午後3時30分～	田ノ上会館
田ノ上第二	8月20日(木)	午前9時30分～	中央館
田ノ上第三			
美原	8月21日(金)	①午前9時30分～ ②午後1時～	美原会館

※時間は、いずれも2時間程度です。

※田ノ上第一・美原町内会の区域については、①②のどちらかの時間にお越しください。

**問合せ** 市史編さん室市史編さん担当 ☎ 365



▲昔の羽村の様子



## 国勢調査2015 通信①

国勢調査は、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として、5年に一度全国一斉に行われる国の最も重要な統計調査です。

**期日** 10月1日

**期間** 9月上旬から10月下旬まで

**対象** 10月1日現在、日本国内に普段住んでいるすべての人（外国人を含む）および世帯を対象とします。

### 調査事項

○世帯員について：「男女の別」「出生の年月」など13項目

○世帯について：「世帯員の数」「住居の種類」など4項目

調査は調査票の配布に先行して調査員が各世帯

を訪問し「インターネット回答の利用案内」を配布した後、インターネット回答のなかった世帯にのみ調査票を配布する方法で行われます。調査完了後は、すべての調査票が総務省統計局に集められ、独立行政法人統計センターで集計されます。

※調査関係者には守秘義務があり、調査内容の秘密は保護され、集計後、調査票は適切に処理されます。※記入内容は、統計作成以外の目的に使われることは絶対にありません。

※国勢調査は「統計法」という法律に基づき行います。「統計法」では、正確な統計を作成するために、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められています。

問合せ 総務課総務係内 347



## ボランティア袋の表記が変わります

ボランティア袋には、これまで「燃やせるごみ用」と「燃やせないごみ用」に、それぞれ大袋（45ℓ）と中袋（20ℓ）の2種類がありました。今後、在庫がなくなり次第「燃やせるごみ・燃やせないごみ」の両方に兼用できる袋へ変更していきます。袋の大きさはこれまでどおり、大袋（45ℓ）と中袋（20ℓ）の2種類です。

**使用方法** これまでどおりごみを「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別して、別々の袋に入れていただくことに変更はありません。それぞれが混

### 変更前



### 変更後



入しないよう引き続きご協力をお願いします。

※変更前のボランティア袋も継続して使用できますが、袋の表記に従ってごみを入れてください。

問合せ 生活環境課生活環境係内 204

## マイナンバー制度

10月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります。

### マイナンバーとは

10月から日本国内の市区町村に住民登録のある方に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。

### マイナンバー制度実施の流れ

○住民票のある方に12桁の個人番号が記載された「通知カード」が住民票の住所に送付されます。（平成27年10月以降）

※「通知カード」を確実に受け取っていたために、現在の住所と住民票の住所が異なる方は、早めに在住の市区町村に住民票の異動届の手続きをお願いします。

○申請に基づき「個人番号カード」が交付されます。（平成28年1月）

※個人番号カードは本人確認のための身分証明書として使うことができます。

### 羽村市におけるマイナンバーへの取組み

現在、市では、10月以降に行う「通知カード」送付に向けて、準備を進めています。今後、「通知カード」などのマイナンバーに関する情報を適時発信していきます。

問合せ 総務課総務係内 347

